

## シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会の設置について

平成 4 年 1 月 23 日  
各構成機関申し合わせ  
平成 5 年 5 月 14 日  
平成 11 年 11 月 30 日  
平成 13 年 1 月 6 日  
平成 16 年 4 月 1 日  
平成 17 年 4 月 1 日  
平成 17 年 10 月 1 日  
平成 21 年 7 月 1 日  
平成 23 年 6 月 20 日  
平成 24 年 6 月 25 日  
平成 25 年 6 月 24 日  
令和 2 年 10 月 17 日  
一 部 改 正

- 1 シートベルト・チャイルドシートの着用が交通事故による被害の防止及び軽減に大きな効果があることを国民に周知徹底するとともに、着用の習慣付けを図るため、官民一体となってシートベルト・チャイルドシート着用推進キャンペーンを実施することを目的として、関係行政機関及び民間団体をもって構成するシートベルト・チャイルドシート着用推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設ける。
- 2 推進協議会は、次の事項を行う。
  - (1) シートベルト・チャイルドシート着用に関する各種の情報交換
  - (2) シートベルト・チャイルドシート着用推進キャンペーンの在り方の検討
  - (3) シートベルト・チャイルドシート着用推進キャンペーンの実施
  - (4) その他推進協議会の目的を達成するために必要な事項
- 3 推進協議会は、内閣府、警察庁、文部科学省、国土交通省、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本損害保険協会、(一社)日本自動車連盟、(公社)全日本トラック協会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)全日本指定自動車教習所協会連合会、日本自動車輸入組合、(一財)全日本交通安全協会、(一財)日本交通安全教育普及協会、日本放送協会、(一社)日本民間放送連盟、(一社)日本新聞協会、(一社)日本雑誌協会、(公財)日本道路交通情報センター、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、全国共済農業協同組合連合会、(公社)ACジャパン、(一社)日本交通科学学会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車会議所、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社をもって構成する。ただし、推進協議会は、必要があると認めるときは構成員を追加することができるものとする。
- 4 推進協議会の座長は、内閣府政策統括官（政策調整担当）とする。
- 5 推進協議会の庶務は、構成員の協力を得て、内閣府政策統括官（政策調整担当）において処理する。